

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 小泉 いと子
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
http://city-osaka-ikuseikai.or.jp
定価 10円



大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

**大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画
策定・推進部会の報告**

理事長 小泉 いと子

5月26日(金)に大阪市役所で大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会第2回ワーキングが開催され、委員として参加してきました。今回のテーマは、第5期障害福祉計画にかかる国の基本指針の見直しについてでした。

障害者総合支援法では、都道府県や市町村は厚生労働大臣が告示する「基本指針」に合致するように、障害福祉計画を作ることになっています。基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、都道府県や市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成しています。現行の障害福祉計画は第4期で、期間は平成27年度から平成29年度までになっています。今回は、次期となる平成30年度から平成32年度までを期間とする第5期障害福祉計画の策定を前に、厚生労働省より基本指針の見直しのポイントが示されたので概要説明がありました。また、平成28年3月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、都道府県や市町村は、新たに「障害児福祉計画」を定めることになったため、こちらについても概要説明がありました。

今回説明のあった第5期障害福祉計画の策定にあたり、基本指針の見直し項目のポイントとしては、次の6点になります。

①地域における生活の維持及び継続の推進

障がい者の重度化・高齢化と親亡き後を見据えて制度化された地域生活支援拠点事業は、第4期で整備を進めることになっていましたが拮がりを見せていないため、継続して整備を進めることになっています。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障

がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者(相談支援事業者等)、市町村などとの重層的な連携で支援体制を作るとしています。

③就労定着に向けた支援

障害者総合支援法の改正があり、就業に伴う生活面の課題に対応するサービス(就労定着支援)が創設されるにあたり、1年後の職場定着率を80%以上にするといった目標値が設定されるようです。

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

第5期より障害児福祉計画を策定することから、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制、主に重症心身障がい児を支援する事業所の整備が進められるようです。

⑤地域共生社会の実現に向けた取組

「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉分野でも地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことができるような仕組み作りや、高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に利用しやすくする等の取組を進めるようです。

⑥発達障がい者支援の一層の充実

発達障害者支援法が改正されたことから、関係者相互が連絡を図り、地域にお住まいの発達障がいのある方の課題を情報共有し、連携をしながら地域の実情に合った体制整備を計画的に図る必要から、発達障害者支援地域協議会や発達障害者支援センターの設置を目指すようです。

今回、説明があった項目を含めた基本指針を元に、大阪市でも福祉計画の策定に向けて具体的な検討がされていくこととなります。次の福祉計画によって、安心して心豊かにすごせるような大阪市になればと思います。